

我が国企業による
国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関する研究会（第1回）
議事要旨

日時：平成30年10月29日（月曜日） 10時00分～12時00分
場所：経済産業省別館3階310各省庁共用会議室

出席者

山地委員（座長）、工藤委員、馬場委員、藤野委員、吉高委員

議題

1. 我が国企業による国際的なイニシアティブへの対応に関する研究会について
2. 本研究会でご議論いただきたいこと

議事概要

【議題1について】

- 事務局より、資料3-1、3-2に基づいて説明を行い、資料の内容について質疑を実施し、国際的なイニシアティブと国内諸制度の対応関係の理解を深めた。

【議題2について】

- 資料4及び資料5に基づいて説明を行い、今後の本研究会における検討の方向性について、ご意見をいただいた。主なご意見は以下の通り。
 - 近年、積極的に気候変動対策に取り組む企業が増加しており、このタイミングでガイダンスが出ることを歓迎する。
 - 本研究会で扱うイニシアティブは、例示された3種(CDP、SBT、RE100)に留めるのか、或いはTCFDなどにまでスコープを拡げて議論する必要があるのか整理が必要。
 - ガイダンス作成に当たってはユーザーが理解できることが肝要なので、証書の概要説明にも十分な分量を充てるとともに、ガイダンス公表後も企業の質問に答える仕組みを整えるべきである。また、本ガイダンスの内容は定期的な情報のアップデートを要すると考えられるので、ガイダンスの運用に関しても議論が必要ではないか。
 - 企業ヒアリングの対象としては、投資家やTCFDに賛同する企業等を加えた方が良いのではないか。また、今のところ関心を示していない企業

に関しても今後環境への取組を進める可能性・必要性が高いと予想される対象に関してはヒアリングを行っても良いのではないかと。

- 証書にマイナスイメージを持たれている方も一定数おられると感じているので、証書が再エネ調達の良いツールの一つであることを事例紹介などを通じて周知していただきたい。
- 事例集があると企業の理解の助けになると考えられる一方、恣意的な方向に誘導するようなものとなる可能性もあるため、事例集の作成には注意が必要である。
- 民間イニシアティブへの対応ガイダンスを政府として発信することの意義を明確にすべきではないか。

今後の予定

次回研究会の日程に関しては、決定次第、経済産業省ホームページ上で公開するものとする。

お問合せ先

産業技術環境局 環境経済室

電話 03-3501-1770

FAX 03-3501-7697